◎ 住宅ローン控除 新制度◎

"年末の借入残高×0.7%の額を所得税(住民税)から直接控除できる。"

支払税額から直接控除できるから、節税効果が、とても大きい! しかも、ローンの金利なみの控除率!

- ① 納税額から直接控除できる!
- ② 所得税から控除しきれない分は、住民税からも控除できる!

③ 10年、又は、13年間継続する!



	控除率		年末の借入残高×0.7%		
	控除期間		住宅性能	2022年~2023年	2024年~2025年
	中古住宅	10年間	一般住宅	2,000万円	2,000万円
			認定住宅 ZEH/省エネ	3,000万円	3,000万円
	新築・消費税課税建物	13年間	一般住宅	3,000万円	2,000万円
			省エネ基準 適合住宅	4,000万円	3,000万円
			ZEH水準 省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
			認定住宅	5,000万円	4,500万円

中古物件の一般住宅だと 最大控除額が少ないから、 損をするって事になるのか なあ・・・。



新築住宅を購入する際には、消費税を支払い ますよね。

しかし、中古住宅の個人間の売買には、 消費税はかかりません。

個人間売買以外での購入は、それらの消費税 に加えて、販売事業者の利益や高性能住宅等 のコスト高分などにより、高額となる事から、 最大控除額に差が設けられていると考えられ ます。

実際の控除額は、納税額と借入残高が上限と なります。借入額が増えるとその分の利息額 も増えますので、この事から見ても、ローン 控除は、借入利息の負担軽減を目的とした制 度である事が解ります。

> 最大控除額だけを狙っても、 金利が増えるだけなのか・・ なるほど・・。





https://meioshoji.com/